

新型コロナウイルス感染症の影響による 法人県民税・事業税の申告・納付期限の延長について

法人県民税・事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む）について、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付することができないやむを得ない理由がある場合には、申請により期限が延長されます。（裏面「延長申請書を提出する場合の手続きについて」をご覧ください。）

なお、申請書の提出に代えて申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して申告することで延長の申し出があったものとして取り扱います。

（１）申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する場合の手続き等

申請先	管轄の県民センター
申請期限	申告書の提出日（やむを得ない理由のやんだ日から2月以内）
申請方法	<p>①申告書を書面提出する場合 申告書の余白（上）に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のうえ、申告書を提出。</p> <p>②申告書を電子申告する場合 申告書の法人名欄の法人名の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力のうえ、申告書を送信。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申告・納付の期限後であっても申請は可能です。 ・申請を行った場合、申告・納付期限は原則として申告書の提出日となります。 ・法人税の申告・納付期限を延長申請したことがわかる書類（法人税申告書、申請書写し）の添付 ・他の都道府県に事務所等を有している場合には各都道府県の定めにより申請が必要となります。

（２）やむを得ない理由について

やむを得ない場合とは次のような方々がいることにより、通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先等において感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告することが困難な場合が該当します。

【例】

- ・体調不良により外出を控えている方がいること
 - ・感染症の拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等している方がいること
 - ・税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ※上記の理由以外にも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限までに申告・納付を期限までに行うことができない場合には延長が認められます。

【延長申請書を提出する場合の手続きについて】

条例に基づく延長申請と地方税法に基づく延長申請の二通りの方法があります。
申請時期等により、いずれの方法により申請していただいで構いません。

	島根県県税条例	地方税法
関係条項	第5条	①第72条の25第2項、4項 ②第72条の25第6項、7項
申請期限	期限後に申請が可能 災害その他やむを得ない理由がやんだ日から10日以内	期限前に申請が必要 ①事業年度終了の日から45日以内 ②申告書の提出期限の到来する日の15日前まで ※関係条項①②と対応
申請様式	施行規則第4号様式	施行規則第13号様式
延長期間	災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月を超えない日	申告書の提出が可能となる日
複数の都道府県に申告が必要な法人	条例を根拠としているため、都道府県ごとに申告が必要	主たる事務所所在地を管轄する都道府県へ提出するのみで足りる。
対象となる申告等	県税にかかる申告、申請等	法人事業税 特別法人事業税又は地方法人特別税
添付書類	可能であれば、法人税の期限延長申請書又は新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長の旨を記載した申告書の写しを添付してください。	
その他	法人県民税の申告納付期限は、法人税の申告の提出期限とされており、法人税において延長された場合は同様に延長されます。	

※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して申告することで延長の申し出があったものとして取り扱います。（可能であれば、法人税の期限延長申請書又は新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長の旨を記載した申告書の写しを添付してください。）

※既に定款等の定めにより、申告期限の延長を受けている法人において、見込納付ができない場合にも上記の手続きにより納付期限が延長されます。（この場合、申告書の提出日が申告期限及び納付期限となります。）

問合せ先

名称	連絡先
東部県民センター 法人課税課	(0852) 32-5621
西部県民センター 法人・軽油課税課	(0855) 29-5519
税務課 課税グループ	(0852) 22-5892